

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の概要
(規制的措置に係る部分)

※H28. 11. 30 公布

1. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則

(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定関係

①建築物エネルギー消費性能確保計画の提出（法第12条第1項、第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の提出は、計画書の正本及び副本に添付図書を添えて行うこととする。(計画を変更する場合で、同一機関に計画を提出する場合には、提出する添付図書は変更に係るものに限る。)

②建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更（法第12条第2項関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

③適合判定通知書等の様式等（法第12条第3項、第15条第2項関係）

所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定した場合は、適合判定通知書に計画書の副本及びその添付図書を添えて交付することとする。

④建築主事等に対する適合判定通知書等の提出（法第12条第6項関係）

建築主事又は指定確認検査機関に対する適合判定通知書の提出は、適合判定通知書又はその写しに計画書の副本又はその写しを添えて行うこととする。ただし、性能向上計画認定等を受けたことにより適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合等は、当該認定に係る認定通知書の写し等を提出することとする。

⑤所管行政庁による登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対する判定の業務の委任（法第15条第1項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることとした所管行政庁は、行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務及び当該業務の開始の日を公示することとする。また、委任を解除するときは、委任の解除の日の六ヶ月前までに、その旨及び解除の日付を公示することとする。

⑥軽微な変更に関する証明書の交付

建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定により検査済証の交付を受けようとする者は、その計画の変更が②の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に求めること

ができる。

(2) 建築物の建築に係る届出関係

- ①建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出（法第19条第1項関係）

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の届出は、届出書の正本及び副本に添付図書を添えて行うこととする。（計画を変更する場合、提出する添付図書は変更に係るものに限る。）

- ②建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更（法第19条第1項関係）

建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更は、建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更その他の変更後も建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更とする。

(3) 特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請関係

- ①特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請（法第23条第1項関係）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の申請は申請書に登録建築物エネルギー消費性能評価機関が交付した評価書を添えて、これを国土交通大臣に提出することとする。

- ②申請書の記載事項（法第23条第2項関係）

申請書の記載事項は、特殊の構造又は設備を用いる建築物の名称及び所在地等とする。

- ③認定書の交付（法第23条第1項関係）

国土交通大臣は、特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定をしたときは、申請者に認定書を交付することとする。

- ④評価の申請（法第24条第1項関係）

特殊の構造又は設備を用いる建築物のエネルギー消費性能に関する評価の申請をしようとする者は、申請書に特殊の構造又は設備を用いる建築物の概要を記載した書類及び評価を実施するために必要な事項を記載した図書を添えて、登録建築物エネルギー消費性能評価機関に提出することとする。

- ⑤評価書の交付（法第24条第2項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価を行ったときは、申請者に評価書

を交付することとする。

⑥手数料（法第 26 条関係）

特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定の手数料の納付方法及びその額を定めることとする。

（４）登録建築物エネルギー消費性能判定機関関係

①登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項（法第 41 条第 2 項第 5 号関係）

国土交通大臣が登録をする際の登録建築物エネルギー消費性能判定機関登録簿の記載事項は、判定の業務を行う区域等とする。

※上記のほか、法第 41 条第 2 項に登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称等を記載することが定められている。

②公示事項（法第 42 条第 1 項関係）

国土交通大臣が登録をしたときの公示事項は、上記①で定める事項とする。

※上記のほか、法第 41 条第 3 項に登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称等を公示することが定められている。

③登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録の変更及び更新（法第 42 条第 2 項、第 43 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、登録に係る事項の変更の届出をしようとするときは、届出書に、定款及び登記事項証明書等の登録申請時に必要な書類のうち、変更に係るものを添えて提出することとする。

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、登録の更新を受けようとするときは、申請書に、定款及び登記事項証明書等の登録申請時に必要な書類を添えて提出することとする。

④承継の届出（法第 44 条第 2 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関の地位の承継の届出をしようとする者は、届出書に事業譲渡証明書等を添えて国土交通大臣に提出することとする。

⑤財務諸表等の閲覧等（法第 49 条第 2 項第 3 号及び第 4 号関係）

利害関係者が財務諸表等を閲覧するために電磁的記録に記載された事項を表示する方法は、出力装置の映像面への表示等とする。

また、利害関係者から請求があった際に電磁的記録に記録された事項を提供する方法は、磁気ディスクに情報を記録したものを交付する方法等のうち、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が定めるものとする。

⑥帳簿（法第 50 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関が備え付ける帳簿に記載する判定の業務に関する事項は、判定を実施した適合性判定員の氏名、判定の結果等とする。

⑦書類の保存（法第 50 条第 2 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関が保存しなければならない判定の業務に関する書類は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る計画書及びその添付図書等とし、当該書類の保存期間は、適合判定通知書の交付日から 15 年間とする。

⑧判定の業務の休廃止の届出（法第 54 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の休廃止の届出をするときは、届出書を国土交通大臣に提出することとする。

⑨判定の業務の引継ぎ（法第 54 条、第 55 条関係）

登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、判定の業務の全てを廃止した場合又は登録を取り消された場合は、判定の業務に関する帳簿を国土交通大臣に引き継ぐ等の行為をしなければならないこととする。

（５）登録建築物エネルギー消費性能評価機関関係

①登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項（法第 58 条第 2 項第 5 号関係）

国土交通大臣が登録をする際の登録建築物エネルギー消費性能評価機関登録簿の記載事項は、評価の業務を行う区域等とする。

※上記のほか、法第 58 条第 2 項に登録建築物エネルギー消費性能評価機関の名称等を記載することが定められている。

②公示事項（法第 56 条第 2 項において準用する法第 42 条第 1 項関係）

国土交通大臣が登録をしたときの公示事項は、上記①で定める事項とする。

※上記のほか、法第 56 条第 2 項において準用する法第 42 条第 1 項に登録建築物エネルギー消費性能評価機関の名称等を公示することが定められている。

③登録建築物エネルギー消費性能評価機関の登録の変更及び更新（法第 56 条第 2 項において準用する法第 42 条第 2 項、第 43 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、登録に係る事項の変更の届出をしようとするときは、届出書に、定款及び登記事項証明書等の登録申請時に必要な書類のうち、変更に係るものを添えて提出することとする。

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、登録の更新を受けようとするときは、申請書に、定款及び登記事項証明書等の登録申請時に必要な書類を添えて提出することとする。

④承継の届出（法第 56 条第 2 項において準用する法第 44 条第 2 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関の地位の承継の届出をしようとする者は、届出書に事業譲渡証明書等を添えて国土交通大臣に提出することとする。

⑤財務諸表等の閲覧等（法第 56 条第 2 項において準用する法第 49 条第 2 項第 3 号及び第 4 号関係）

利害関係者が財務諸表等を閲覧するために電磁的記録に記載された事項を表示する方法は、出力装置の映像面への表示等とする。

また、利害関係者から請求があった際に電磁的記録に記録された事項を提供する方法は、磁気ディスクに情報を記録したものを交付する方法等のうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

⑥帳簿（法第 56 条第 2 項において準用する法第 50 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関が備え付ける帳簿に記載する評価の業務に関する事項は、評価を実施した評価員の氏名、評価の結果等とする。

⑦書類の保存（法第 56 条第 2 項において準用する法第 50 条第 2 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関が保存しなければならない評価の業務に関する書類は評価の申請書及びその添付書類、評価書の写し等とし、当該書類の保存期間は、⑨の引継ぎを完了する日までとする。

⑧評価の業務の休廃止の届出（法第 56 条第 2 項において準用する法第 54 条第 1 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価の業務の休廃止の届出をするときは、届出書を国土交通大臣に提出することとする。

⑨評価の業務の引継ぎ（法第 61 条第 3 項関係）

登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、評価の業務の全てを廃止した場合又は登録を取り消された場合は、評価の業務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐ等の行為をしなければならないこととする。

⑩国土交通大臣が行う評価の手数料（法第 62 条関係）

国土交通大臣が評価を行う場合の手数料の納付方法及びその額を定めることとする。

2. エネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令

建築物省エネ法の規制措置部分の施行日から 21 日後以降に法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為をしようとする者が、当該施行日の前日までに、建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 18 条第 2 項の規定による通知をしている場合、当該者はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 75 条第 1 項及び法第 76 条の 2 第 1 項の規定に基づく第一種特定建築物又は第二種特定建築物の届出を当該施行日の前日までに行うこととする。

3. 建築基準法施行規則等

（1）確認済証の交付等に伴う取扱い

①確認申請書における取扱い（基準法規則別記第 2 号様式第 2 面）

建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出済」、「未提出」又は「提出不要」のいずれであるか記入する欄を設ける。なお、「提出済」又は「提出予定」の欄にチェックする場合には提出済又は提出予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び所在地を記入するとともに、「提出不要」の欄にチェックする場合にはその理由を記入することとする（ただし、提出が不要であることが明らかな場合は、理由の記入は必要ないこととする。）。

②確認済証に添えて交付する図書及び書類（基準法規則第 2 条第 1 項、第 3 条の 4 第 1 項）

法第 12 条第 6 項の規定に基づき建築主から提出された建築物エネルギー消費性能適合性判定の適合判定通知書の添付書類（計画書）を追加する。

③建築基準法第 6 条第 6 項に規定する期間内に確認済証の交付ができない場合（基準法規則第 2 条第 2 項）

建築基準法第 6 条第 4 項の期間の末日の 3 日前までに建築物エネルギー消費性能適合性判定の適合判定通知書の提出がなかった場合を追加する。

④建築基準関係規定に適合しないことを認めた旨等の通知書を交付する際に添える図書及び書類（基準法規則第 2 条第 4 項、第 3 条の 4 第 2 項第 1 号）

建築物エネルギー消費性能適合性判定の適合判定通知書及びその添付書類（計画書）を追加する。

（２）検査済証の交付等に伴う取扱い

①完了検査申請書の添付図書及び書類（基準法規則第４条第１項）

建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（変更の判定を受けた場合は、当該判定に要した図書及び書類を含む。）を追加する。

②検査済証に添えて交付する図書及び書類（基準法規則第４条の４、第４条の６）

完了検査申請書の添付図書及び書類（上記①の図書及び書類）として提出された建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した図書及び書類（変更の判定を受けた場合は、当該判定に要した図書及び書類を含む。）を追加する。

（３）特定行政庁・指定確認検査機関が整備する台帳・帳簿における取扱い

（基準法規則第６条の３第２項・第５項、機関省令第２９条）

建築物エネルギー消費性能適合性判定の適合判定通知書又はその写しを追加するとともに、その保存期間は１５年とする。

（４）軽微な変更における取扱い（基準法規則第３条の２）

変更後も建築物エネルギー消費性能基準に適合する変更（建築物エネルギー消費性能適合性判定に変更の判定又は法における軽微な変更があった場合）についても、軽微な変更として取り扱うこととする。

４．建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令に係る告示

（１）居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定めるものを定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第３条第３号の居住者以外の者が主として利用していると認められるものとして国土交通大臣が定める建築物の部分は、原則として、次に掲げる要件を満たす部分とする。

①居住者以外の者が当該部分を利用すること。

②当該部分の存する建築物における、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が、居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きいこと。

（２）高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものを定める件

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第７条第１項第２号の壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定める用途は、当

該用途に供する建築物の構造が次のいずれかの要件を満たす用途とする。

①壁を有しないこと。

②内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の割合が二十分の一以上である部分のみで構成されていること。